## 議長交際費慶弔基準

(平成29年4月1日現在)

○:該当の場合 △:議長がその都度定める場合

区分	対	象    者	弔辞	香典	供花
书 慰	①現職市議会議員	本人	0	20,000	0
		配偶者	_	_	0
		血族一親等	_	=	0
	②前·元市議会議員	本人(市功労者の場合)	0	10,000	0
		本人(上記以外)	_	10,000	0
	③元大正・川西村議会議員	本人	_	_	0
	④市功労者	本人	_	_	0
	⑤議会事務局職員	本人	_	_	0
	⑥執行機関の長	本人	_	10,000	0
		配偶者	_	-	0
		血族一親等	_	1	0
	⑦執行機関の委員	本人	_	1	0
	⑧地元選出国会議員	本人	_	10,000	0
		配偶者	_	1	0
		血族一親等	_	-	0
	⑨地元選出道議会議員	本人	_	10,000	0
		配偶者	_	1	0
		血族一親等	_		0
	⑩道内市議会議長	現職で死亡の場合		10,000	
	⑪上記の外議長が特に必要と認めた場合			Δ	Δ

区分	対	象	者	内 容	金 額	備考
その他	議長が特に必要と認めた場合			Δ	Δ	